# 申告日時・会場

受 付 日	受付会場	受付時間
2月7日(火)・8日(水)	戸塚公民館	
2月9日(木)・10日(金)	芝市民ホール	
2月14日(火)	神根公民館	9:00
2月15日(水)	安行公民館	ر 15:00
2月24日(金)	新郷公民館	
2月27日(月)・28日(火)・ 29日(水)	鳩ヶ谷庁舎2階 大会議室 (旧市民フォーラム)	
2月16日(木)~3月15日(木) (土・日曜日を除く)	市役所5階 大会議室	9:00
2月19日(日)・26日(日)		16:00

- ※所得税の住宅借入金等特別控除は、受け付けすることができません。 税務署にお問い合わせください。
- ※会場は、混雑が予想されます。時間に余裕を持ってご来場ください。
- ※駐車場には限りがあります。車での来場はご遠慮ください。
- ※出張会場は、混雑状況により時間内でも受け付けを終了する場合が あります。

(\*)

#### 1給与所得(パート・アルバイト賃金を含む)

- 勤務先から市役所へ給与支払報告書が提 出されていないかた
- ・給与所得以外に、報酬・配当・年金などの所 得があったかた

(1社のみから給与の支払いを受けているか たで給与所得以外の所得の合計額が20万 円を超える場合は、所得税の確定申告が必 要となります。)

- ・2社以上から給与の支払いを受けたかた
- ・医療費控除など各種控除を受けようとする かた

#### 2雑所得

公的年金などの収入があったかたで、社会 保険料控除・扶養控除などの各種控除を受 けようとするかた

#### 3事業所得

営業・農業などの所得があったかた

### 4不動産所得

土地・家屋などの貸付による所得があったか た

#### 5配当・譲渡・一時所得

株式などによる利益の配当・資産の譲渡から 生ずる所得・生命保険契約などに基づく 時金などがあったかた

#### 平成24年 税法上の扶養になっ ら 12 月 31 日 告をしないかた 住所を有 0) 申告の必要なか 1 から5の所得 1月1日 し、 Iまでに、 が 7 あ

が必

なお、

けないでください。

類はすべて同封の「添付書類台紙」に貼り、申告書に貼りつ きます。郵送する場合、源泉徴収票(写し可)などの添付 公民館

などでの出張受付は、

、2月7日(火)から行います。

申告期間は、2月16日(木)から3月

15日

(木)までです。

日時と会場を確認の上、ご来場ください

、1月下旬に送付しています。申告書が届かなくても

.要と思われるかたは、お問い合わせください。

同封の返信用封筒により郵送で提出することもで

申告書は平成23年度市民税・県民税の申告をしたか

が

民健康

保

険・

児

が市外在住のかた 夫に扶養されて 平成23年1月1日 現在で、 る配偶者の (単身 左 17 り、 0) | ||者のかた | て扶養者 表 市内に 確 <u>\*</u> 定 か

申告は不要です たは、 市民税

など)

か 所得税の確定申告をされる 県民税の

・扶養控除

・寡夫控除

| 平成24年1月1日現在で、 各種 ど 扶 、養手当 所はないが、 内にあるか 0) 脱証明 関 係 で申告 着を必要とするかた 期高齢者医療保険 事務 が 必要なかたや がや ·事業所 市内に

# 各種控除の申告も忘れずに

## ○控除を申告することで、税負担が軽減されます

・配偶者控除 ・障害者控除

· 勤労学生控除

- · 配偶者特別控除
- ・寡婦控除
- 医療費控除
- 生命保険料控除 ・地震保険料控除
- · 社会保険料控除
  - ・寄附金控除(税額控除)など

※領収書や証明書の提示や提出がないときは、控除の適用ができないことがあります。

# 出張受付 ~3/15



# 申告に必要なもの

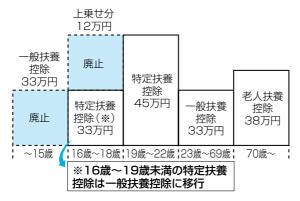
- □市民税·県民税申告書、添付書類
- □印鑑(スタンプ式不可)、筆記用具 □申告するかたの預貯金口座番 号のわかるもの
- □収入や所得を証明できる書類 (平成23年分の給与や年金の源泉徴収 票など)
- □社会保険料(健康保険・国民年金・ 介護保険など)の支払証明書や領 収書
- □生命保険料や地震保険料など の控除証明書
- 医療費の領収書(かかった人ごと、 医療機関ごとに事前に計算を済ませて おいてください)
- □経費などに関する領収書
- □そのほか申告に必要な書類 (障害者手帳など)
- ※原則として書類は返却しません。控えが必要 なかたは、事前にコピーしてからご持参ください。

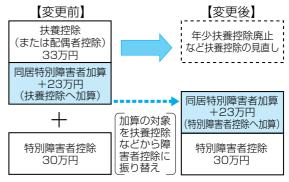
#### 平成24年度 市民税・県民税の主な税制改正

# ○扶養控除・同居特別障害者控除の見直し

- ・子ども手当創設に伴い、16歳未満の年少扶養親族の扶養控除(33 万円)が廃止されます。
- ・高校授業料無償化に伴い、16歳以上19歳未満の特定扶養控除の 上乗せ部分(12万円)が廃止され、扶養控除の額が33万円になります。

・扶養親族や控除対象配偶者が同居の特別障害者の場合、それ ぞれの控除額に23万円が加算されていましたが、年少扶養控除 の廃止に伴い、特別障害者に対する障害者控除の額(30万円) に23万円を加算する措置に改められます。





※非課税限度額などの算定や障害者控除は、従来どおり年少扶養親族を含めた扶養親族の人数で計算するため、16歳未満の 扶養親族を必ず申告書所定の欄に記入してください。

#### ○寄附金税額控除の拡充

- ・平成23年1月1日以降に支出した寄附金から、寄附金税額控除が適用される金額の下限が、5,000円から2,000円に引き下げられます。
- ・所得税において認定された認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金について、都道府県や市町村が条例で指定することにより、寄附金 税額控除の対象になります。詳細はお問い合わせください。

問い合わせ…市民税課市民税第1~第4係 **€** 048-259-7634~7636、7245 FAX 048-259-4541

### 申告書作成会場地図



お車のかたは臨時無料駐車場(約300台)をご利用ください。

金

額

が

20

万

以

下

年 合計

公

的

年金などの

額

が

400

万円以

金などの

雑 Щ

所

平

23 年

分

定

申告 成

書

0)

提 か

出 5

が

**※**こ 告書作成会場は設置されませ  $\mathcal{O}$ 期 間、 青木 3— 税務署の庁舎内に 18 ん。

場 混 合があります 所》 雑状況により終了 Sx K\* Α (1街区) 7 Pシティ総合棟 1 -階多目 時間が早まる 的 朩 ルル

SKーPシティで

税 作成会場は • 消 税 • 贈 与 税 **D** 

所

得

11

公的年金など

おうちで作成ネットで申告 e-Tax

タックス



「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、 e-Tax (電子申告)を利用して提出することができます。 e-Taxの利用に際しては電子証明書やICカードリー ダライタなどが必要です。詳しくは国税庁ホームペー ジをご覧ください。

2 月

19

日

田·26日田は受け付けます。

日

時》

**2**月

14

5

,3 月 15

日

(木)

9

16 日

畤 (火)

主

·日曜

日を除く

所得があるか 得以 下で 収 不要となり 所 0 外 入金 得 場 税  $\hat{\sigma}$ 合 所得 公 0 額 的 確 は 0

問い合わせ…川口税務署 **^**048-252-5141 西川口税務署 **6**048-253-4061

※市 まし

県

民

税 民 た

0 税

申告

は

必要です